

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 6 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年函館市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 1 5 分以上である勤務日がある」を削る。

第 1 6 条の見出しを「（部分休業の承認の請求等）」に改め、同条第 1 項中「承認の請求」の後ろに「，法第 1 9 条第 2 項の規定による申出および同条第 3 項の規定による変更」を加え，「別記第 5 号様式の請求書」を「部分休業簿」に改める。

第 1 7 条を第 1 8 条とし，第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情に関する証明書類）

第 17 条 任命権者は，法第 1 9 条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更をしなければ条例第 1 8 条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは，同項の規定による変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

別記第 5 号様式を削る。

附 則

この規則は，令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。